

◆ 定期予防接種を県外で接種する方へ ◆

県外の医療機関で定期予防接種を接種する方は、必ず接種前に美作市から予防接種実施依頼書の交付を受け、接種後にかかった費用の請求をしてください。

○対象となる方

- ・接種時に美作市に住所があり、定期予防接種の対象年齢に当てはまるお子さま

○請求できる費用の額

※接種した年度によって請求できる予防接種の種類、上限額が変わる場合があります。

予防接種の種類	請求できる上限額	予防接種の種類	請求できる上限額
ロタウイルス（1価）	14,830円	BCG	11,550円
ロタウイルス（5価）	9,800円	不活化ポリオ	10,400円
五種混合	20,500円	ヒブ	9,240円
四種混合	11,660円	小児用肺炎球菌（15価）	12,320円
二種混合	5,360円	小児用肺炎球菌（20価）	12,320円
MR	11,060円	水痘	9,350円
麻しん	7,510円	B型肝炎	6,770円
風しん	7,510円	子宮頸がん予防（2価・4価）	16,780円
日本脳炎	8,050円	子宮頸がん予防（9価）	28,020円

※医療機関の証明手数料（文書料）は支払いの対象になりません。自己負担となります。

○手続きの方法

① 接種前

予防接種を受ける前に、定期予防接種実施依頼書交付申請書を提出して下さい。（郵送でも受け付けています。）

※申請書は、下記の受付窓口または、美作市ホームページよりダウンロードできます。

市は、申請を受けて、接種医師宛に、予防接種依頼書を交付します。その依頼書を医療機関に渡して接種を受けて下さい。医療機関への予約は各自で行ってください。

② 接種後

予防接種を受けた後に、「定期予防接種費用償還払申請書兼請求書」に必要事項を記入し、必要書類を付けて下記の受付窓口へ提出してください。

○費用償還払に必要な書類等

- ・領収書の原本（被接種者名、接種日及び接種費用のわかるもの）
- ・接種が証明できるもの（母子健康手帳、予防接種済証等）
- ・振込先のわかるもの
- ・印鑑

○費用請求ができる期間

接種後は早めに費用償還払申請をしてください。接種日から1年以内が請求できる期間となりますので、ご注意ください。



受 付 窓 口		問 い 合 わ せ 先
・美作保健センター 子ども政策課 ・勝田総合支所 地域福祉係 ・大原総合支所 地域福祉係 ・英田総合支所 地域福祉係	・大原保健センター ・東栗倉総合支所 地域福祉係 ・作東総合支所 地域福祉係	子ども政策課 美作市北山390-2 電話：0868-75-3911 ファクス：0868-72-7702